

論題	万延元年における横浜居留地に関する一考察
著者	大戸吉古
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— (神奈川県立博物館研究報告) 第3号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1970年(昭和45年)3月
判型	JIS-B5 (182mm × 257mm)

万延元年における横浜居留地に関する一考察

A Study of Yokohama Ordinal Settlement in 1860

大 戸 吉 古

Yoshiko Ōto

(一)

今からおよそ110年前までは戸数僅か100内外の小さな村に過ぎなかった横浜も、今では人口200万人をこえ単に神奈川県の中心としてのみならずひろく日本の横浜として、文字通り隆々たる躍進を続けているのであるが、この間、特に安政開港期から明治にかけての居留地の歴史が、この町の発展に果たした役割りはまことに大きいものがあったとしなければならないと思う。すなわち、横浜における居留地の歴史は、安政6年6月5日〔1859・7・4〕にはじまり、行政上からは一応明治12（1879）年1月に終わっているとはいえ、その後も、横浜の絵図や地図に町の中心街ともいるべき日本大通から東の部分や中村川をこえて山手の丘などに居留地時代の区画がそのまま記されているように、実質的には居留地を媒介とした帝国主義列強との関係は依然として続いているのであるが、とりわけ初期の横浜の発展はこの居留地をぬきにしては到底考えられないからである。しかし、その反面、安政5年6月19日〔1858・7・29〕の日米修好通商条約にはじまるいわゆる安政5ヶ国条約の締結は、それが不平等条約であるために横浜の歴史における居留地の役割りを複雑にした。例えば、植民地問題に焦点を合わせて維新前後の世界の大勢を考えてみると、そこに「ところで19世紀後半の時代は、東アジアにも新しい段階を画するものであった。1850年代中国における太平天国の鎮圧、インドにおけるセポイの反乱の抑圧等を通じて、東アジアの従属化は進みつつあった」といわれているように、その当時の日本に特定の国による完全な植民地化の危険の存在がなかったにせよ、全く帝国主義列強の侵略による植民地化の危機がなかったわけではなく、むしろ不平等条約はその一つのあらわれであり、居留地もその橋頭堡としての役割りを果たしていたものであろう、といえるからである。

居留地に関する規定は、嘉永7年3月3日〔1854・3・31〕の日米和親条約=神奈川条約においては「この条約には米国人の居住権は設けられてゐないのである」「神奈川条約は所謂修好条約であって、通商条約ではなかった為に、前記の如く、其居住権は認められてゐない」といわれているように問題にならなかったし、また、安政元年12月21日〔1855・2・7〕の日露和親条約や、安政4年5月26日〔1857・6・17〕の日米協約=下田条約の中では単なる居住権の問題として若干提起されているが、居留地として条約ではっきりうたわれたのは、日米修好通商条約第3条に

此箇条の内に載たる各地は亞墨利加人に居留を許すべし 居留の者は一箇の地を価を出して借り又其所に建物あれば是を買う事妨なく且住宅倉庫を建てるに託して要害の場所を取建る事は決して成さるべし

此捷を堅くせんために其建物を新築改造修補などする事あらん時には日本役人は見聞する事当然たるべし

亞墨利加人建物のために借り得る一箇の地所并に港々の定則は各港の役人と亞墨利加コンシユル（引用者註・consul=領事）と議定すべし 若議定しがたき時は其事件を日本政府と亞墨利加チプロマチーキアゲント（引用者註・diplomatic agent=外交代表）に示して処置せしむべし 其居留場の周囲に門墻を設けず出入自在にすべし

とあるのが最初である。横浜の居留地もこの法的根拠に立って設置された。すなわち、幕府は安政6年5月28日〔1859・6・28〕にロシア・フランス・イギリス・オランダ・アメリカの各国に対して、同年6月以降に神奈川・長崎・箱館の港において自由貿易を許可する旨布告し、事実、6月2日〔7・1〕に神奈川・箱館の両港を新たに開いた。そして、その3日後に神奈川における居留地の設置を許可したのである。その後の居留地の歴史については「神奈川地所規則」〔1860年8月某日〕（以下単に「地所規則」という）をはじめとして、元治元年11月21日〔1864・12・19〕の「横浜居留地覚書」（以下単に「元治覚書」という）や慶応2年11月23日〔1866・12・29〕の「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」（以下単に「慶応約書」という）の内容をつぶさに検討すれば、その本質的なものがより明らかになるであろうが、一言にしていえば、年ごとに列強各国による侵略的色彩が露骨になり、やがては居留地が半植民地下の中国の「租界」に比較されるにいたるのである。⁽⁵⁾

「横浜開港五十年史」によれば、居留地の歴史は、段階的には

①神奈川居留地（安政5年に久良岐郡東子安・西子安両村の沿海地にその設置を許可されたもの）

②横浜居留地（横浜村の沿海地と安政～文久年間に埋立てられたところに設置されたもの）

③新居留地（「元治覚書」によって設置されたもの）

④山手居留地（「慶応約書」によって設置されたもの）

と考えられるしながらも、結論的には「神奈川居留地は一且許可したるまでにして、遂に実行を見るに至らざりしを以て、爰に之を除き、横浜居留地中元治の条約に拠らずして、建設したるものと旧居留地と称し、之れによりて取り扱ったるものを新居留地と称し之れに山手居留地を加へて三箇に區別すべし」としているが、このことも「地所規則」・「元治覚書」、そして「慶応約書」のとりぎめというかたちでの列強各国からのしめつけの強さを物語るものである。列強各国の侵略的意図は、安政5ヶ国条約中の治外法権（=領事裁判権）・片務的最惠国条款および関税自主権をもたさない協定税率などの規定をあわせて考慮すれば一層明確になるであろう。

（二）

安政5ヶ国条約に調印した国々は、最初 神奈川=神奈川宿 と解釈し、アメリカは本

覚寺に、イギリスは淨滝寺に、フランスは慶雲寺に、オランダは長延寺にそれぞれ領事館を開き、また別にフランスが甚行寺に公使館を開設したように——神奈川宿周辺の東海道筋の寺院にそれぞれ公館を設けた。このことは、当初から横浜は神奈川の小字であると主張し、例えば安政6年に太田屋新田や戸部村に家を建てたり、大岡川に野毛橋・吉田橋を架けたりなどして、一方的に横浜開港をおしすすめた幕府の政策と対立する結果を生じているが、「旧居留地」はこのような情勢の中でつくられていった。

本館には安政6年につくられた次の3種類の横浜の絵図が収集されているが、先ず、これらによって開港当時の横浜の様相を概観してみたいと思う。

その3種類の絵図とは

- ①「安政六己未年初秋」に鳳斎高島計之によって描かれた「横浜御開地 明細之図」〈以下①の絵図 という〉【第1図】
- ②「安政六己未年」に一玉斎によって描かれ、横浜本町の新栄堂より出版された「神奈川港御貿易場御開地御役屋敷并町々寺院社地ニ至ル迄明細大絵図にあらわす」〈以下②の絵図 という〉【第2図】
- ③「安政六年晚秋」に「此図者上洛入子安村ヨリ眺望之真景而シテ予ノ写ス所也」として、天保から明治にかけて活躍した歌川派の浮世絵師五雲亭貞秀によって描かれ、江戸馬喰町2丁目裏丸屋徳造蔵版と記されている「御開港横浜大絵図」。尚、この図の左上に「安政六年己未晚秋」に脣竜散人が記した長文の賛が記されている。〈以下③の絵図 という〉【第3図】

であるが、このうち①の絵図と②の絵図とは内容がほとんど同じで、わずかに地名などを示す文字が、前者が大体において仮名で記されているのに対して、後者はそれが漢字であるという違いがみられるだけである。これに比べて③の絵図の内容は①・②の絵図とは対照的である。すなわち、①・②の絵図が閑内の西側、つまり開港前後に新しく町づくりがなされた日本人街について、本町1丁目～5丁目、1丁目うら通および海岸沿いに川岸家という町並を記しているにすぎないのに、③の絵図には弁天奥山町・海岸通1の町名が記丁目～5丁目・本町1丁目～5丁目・弁天通1丁目～5丁目・太田町1丁目～5丁目などされており、さらに西から東にはしる道路の両側には①・②の絵図には描かれていない家並が整然と描かれているのである。このことは「旧居留地」についても、①・②の絵図には運上所の東隣りにただ異人屋敷という一画があるだけで、③の絵図に示されているある程度整えられたかたちで描かれている「旧居留地」とは雲泥の差である。全体として、①・②の絵図からは発展途上の横浜という感じを強く受けるのに、③の絵図からはすでに出来上がってしまった町の感をおぼえるのである。同一年代につくられたものとしては、両者の間にあまりにも大きな内容的相違があるので、あるいは③の絵図の年紀が間違っているのではないかと思うくらいであるが、あながちそうともいえないものがある。「横浜開港五十年史」に、安政6年に設けられた町として駒形町・海辺通・北仲通・本町通・南仲通・弁天通・旧居留地があげられており、また「横浜市史稿 地理篇」にも本町、海辺通・北仲通・南仲通・弁天通・駒形町・太田町・旧居留地の名が記されてかいるらである。

しかし、正直にいって③の絵図は万延元（1860）年以降の横浜の町を描いたものと思う。前述の脣竜散人が記した贊の中の「山形地勢官署洋館及市蜃縦横向背」なる文字は勿論のこと、③の絵図は、横浜に対する将来の展望や期待がその中に含まれており、または作者である五雲亭貞秀の主觀などによってかなり誇張されていると考えられるからである。それは次のことからもいえよう。例えば「旧居留地」について、①②の絵図には運上所の東隣りに異人屋敷が描かれているのみであると述べたが、開港後まもないこの時期にあっては当然のことである。この異人屋敷については安政6年11月に「幕府は正式に遊女の外国商館行（異人屋敷）を認めた」ということからして外国商館と考えて差支えないと思うが、その頃、横浜に居住していた外国人の数は意外に少なく、開港後約1年たった万延元年ですら「（5月）神奈川宿に在留する商民は僅かに二三輩に止り横浜に移転したるものは英吉利人 ケスーイッキ外17人、亜米利加人 ホール外11人、和蘭人 パタッケイ外4人、右35人は横浜居留地内へ神奈川町より移転し來りし者なり」・「横浜に在留していた外国人は僅かに英國人18名、米国人12名、フランス人3名、オランダ人及びボルトガル人數名」と記されているようなもので、③の絵図に示されているような「旧居留地」はとても想定できないからである。日本人街についても、おそらく「南仲通の如きは、一定の区画は設けありしも、當時草生え茂りて、顧みることなかりき」とされている状態が全体を示している面もあって、③の絵図に描かれているような市街地が形成されていたとは考えられない。以上のことからして、安政6年の開港後の横浜は、①・②の絵図の内容に近いものであったろうと思う。すなわち、運上所の北側にはすでに波止場が築かれ、関内の日本人街には東西南北にはしる幾つかの道路がつくられていたとはいえ、内浦も大きく野毛橋方向に入り込んでおり、また現在の馬車道通りや伊勢佐木通りもそれぞれ太田屋新田とよばれる田園にすぎず、そこに、まだ開港後の繁栄を具体的にみることはできないのである。

(三)

本来、横浜は埋立てによって発展してきた町であり、今もなおその関係は続いている。横浜の埋立ては古く明暦2（1656）年からはじまったといわれているが、開港前後には関内の太田屋新田・横浜新田および洲干弁財天付近と大岡川沿いの吉田新田の一部が埋立てられている。そして、この時期の埋立てが横浜の埋立ての歴史にあって一つのピークをなしているのは、新しく安政5ヶ国条約にもとづく外交問題をかかえた幕府の政策によるものであろう。この埋立てにともなう横浜の発展は——輸出貿易については「生糸が圧倒的地位を占め茶がこれにつぐ」という、横浜の輸出貿易における傾向が、すでに開港の翌年から明白にでて』いるといわれ、一方輸入貿易においても「それらしい地位を主張し得るにいたつたのは、1860年下半期からのこと」であったといわれているように——ようやくおこなわれてきた貿易によって、具体的には万延元年より、急激に助長された。同時に、この年に「地所規則」が調印されたことは、居留地の歴史を考える上で重要である。

万延元年における日本人街は関内の5ヶ町（本町・海辺通・北仲通・南仲通・弁天通）特に本町を中心としてかなりに開けていたようである。先ず、本館所蔵の「横浜絵」から

当時の日本人町の様子をみてみたいと思う。日本人街の目抜き通りは本町通であって、「横浜市史稿 地理篇」には「安政6年6月2日、横浜開港と同時に本町を新設した。その当時は1丁目から5丁目まで西から東へ進んで数へて居たが、明治4年4月に、東から西へ逆に丁目を数へることに変更して、尚6丁目を西の端に加へたのであった。旧町名は横浜の真箇の町という意味で、本町と命名されたのである」と記されているが、一勇斎国芳の描いた「横浜本町之図」(泉市版・大錦3枚続・万延元年)や五雲亭貞秀の「横浜大湊細見之図」(辻岡屋文助版・大錦6枚・万延元年)などからは活気に満ちている町の息吹を感じとることができる。

しかし、当時の市街地は太田町より北側で南側は港崎遊廓を別にして太田屋新田とよばれる湿地帯であった。いずれも貞秀の作品であるが「神名川横浜新開港図」(山口版・大錦3枚続・万延元年)・「神奈川横浜港案内図絵」(大黒屋版・大錦3枚続・万延元年)・「神名川横浜華廊之光景」(山口版・大錦3枚続・万延元年)・「横浜本町并ニ港崎町細見全図」(山本平吉版・大錦3枚続・万延元年)などにその情景がはっきり描かれている。このように限られた地域ではあったけれど、この年の半ばを過ぎる頃から幕府の政策もあって、5ヶ町を中心とする日本人街にもかなりの人口が集中していたようである。「横浜開港五十年史」には

- 横浜町(本町) 1丁目 中屋吉兵衛外16軒
- 横浜町(本町, 海辺通, 北仲通, 南仲通, 弁天通) 2丁目 三井八郎右衛門外46軒
- 横浜町(同上) 3丁目 掛塚屋権七外40軒
- 横浜町(同上) 4丁目 中居屋重兵衛外37軒
- 横浜町(同上) 5丁目 黒江屋太兵衛外41軒
- 横浜町(海辺通) 5丁目 高徳屋半左衛門外9軒
- 横浜町(弁天通) 3丁目 飛脚屋六三郎
- 横浜町壹丁目内洲干町 三津木屋清蔵外1軒
- 横浜町(本町) 1丁目 福井屋弥兵衛
- 同(弁天通) 3丁目 鹿島屋清七
- 同(同上) 4丁目 丸岡屋善兵衛

と記されているが、その他に当時の情況を伝えるものとして一例をあげると、本館に万延元年10月に記された「五ヶ町 議定連判帳写」という小冊子がある。これは当時弁天通4丁目に店を構えていた津久井屋専左衛門が控えたもので、その内容は「御開港以来諸商人一体之商法未相定不申候ニ付今般一同相談之上議定取極候處左之通」として取引きに対する諸商品売込商人同志のとりきめを5ヶ条にまとめた議定書であるが、これに横浜町諸品⁽¹⁵⁾売込商人として海屋久治郎他91軒の名が記されているのである。これらの史料からかなりの人数が日本人街に住んでいたとしてよいと思う。

一方「旧居留地」も整備されつつあったが、その南側一帯は日本人街同様太田屋新田や横浜新田の湿地帯であった。もともと「旧居留地」は横浜が貿易場となった結果、横浜村の民家を元町方面に移し、全村を2分してその東側の部分、すなわち、現在の横浜税関・谷戸橋・西の橋・旧加賀町で囲まれた地域に設置されたものであるが、当初においては居

留する外国人の数も少なかったが、ようやくこの年の半ば頃から増え、①・②の絵図には単に異人屋敷としか記されていなかったところにも、例えば貞秀の「横浜本町景港崎街新廓」（山口版・大錦3枚綴・万延元年）などをみると、すでにそこには幾棟かの建物が描かれており、中にはそこに5ヶ国の旗がひるがえっている図柄さえある。その周囲には外国商館が建てられ、また外国商人の住む家もつくられるようになった。同時に彼等の生活も「横浜絵」の画題となり、貞秀の描いた「生写異国人物」（山口版・大錦縦1枚・万延元年）のシリーズや、芳員の「異人屋敷料理之図」（丸甚版・大錦縦1枚・万延元年）・「外国人酒宴之図」（丸甚版・大錦縦1枚・万延元年）などは、当時の居留地内における外国人の生活を知る手がかりになると思う。しかし、万延元年という時点は在日外国人にとって決して安心できる状態ではなく、ますます過激化する攘夷運動、それはその後外国人に対するテロ行為にまでエスカレートしていくが、幕府もそのための対策として、例えば、横浜への主要な道路に閑門を設けたり、中村川の川尻から海岸までの堀割を築くなとして横浜居留地を守るために苦慮しなければならなかつたのであるが、このような情勢の中で、いくら自国の軍隊に守られていたとはいへ「横浜絵」にみられる外国人の生活ぶりは、万延元年には居留地がすでに中国における「租界」にまで変質していく条件がととのっていたことを示すものではなかろうか。そのことは「地所規則」を考察するとこによつてより明らかになる。

(四)

万延元年は具体的にはじめて居留地に関する規則が調印された点において居留地の歴史上重要な年である。すなわち、この年にとりきめられた「地所規則」は、この時期における列強各国の居留地政策が一応確立したことを見せるものであり、同時に、これまでばらばらであった各国の居留地に対する方針がある程度統一され、より大きい侵略的意図として幕府におそいかかってくるきっかけともなっているからである。前項での横浜の諸品売込商人の団結もこのような外國勢力の対応としてなされたものであろう。

「地所規則」は施行規則を含めて全部で12ヶ条より成っているが、ここで問題になるのは第5条以下である。すなわち、

Ⓐ第5条の後半で「土地所有権は日本政府に属するが故に、日本政府は市街道路および波止場を常時十分に整頓し、必要に応じて下水道を造らねばならない。したがつてこの目的のために居留地内の外国借地人に課税をしてはならない」（下線引用者）と、一見市政権は日本にあるとしながらも、第9条では「街路の照明・清掃及び警備または警察力 Watch or Police Force の諸設備は便宜かつ必要に付、領事は毎年初、借地人会議 Meeting of the Renters of Land を召集し、上の目的達成に必要な資金の調達をはかるべし。同会において借地人は、借地または建物に対する割当または同港内に陸揚げする貨物の埠頭税の形式により、賦課額を決定する権限を有する。借地人会は3名以上の委員 Committee を任命し、委員は上の課税を実施し、その結果えた資金を前述の諸目的または借地人会の決議した方法にしたがつて運用する。委員会は上の目的を達成

するため、怠納者をその管轄である領事裁判所 consular Court に告訴する権限を有する。まだ当港に領事館を設置していない国籍の怠納者については、委員会が他国領事をつうじて横浜奉行に申請し、奉行は土地割当金 Land assessment または埠頭税 Wharfage-dues の滞納額を徴収し、これを上の委員会に廻付する。

毎年1回行われる上記借地人例会において、委員は前年度会計報告を提出し、その承認を経るを要する。

列国領事は、合同または単独で必要と認める場合、あるいは借地人の要求により、いつでも借地人総会 Public Meeting を召集する権限を有する。借地人総会の召集にさいしては、領事は召集時日の10日以前に、その日の議題——それは土地に関する事件または事項に限る——を付して借地人に通告することを要する。ただし上総会召集の要求は、借地人5名以上連署して十分の理由を記載することを要する。

借地人総数の3分の1以上の出席ある借地人総会において、前述の諸事項について多数決をもって通過した決議事項は、居留地内に居住する全借地人に有効にして拘束力がある。借地人総会においては古参領事がその議長となる。もし領事が欠席の場合には、出席者の投票により借地人中より選出する。

借地人総会において、前掲土地関係以外の市政または一般公共の利害に関係ある事項を決議する場合には、議長は必ず領事に通告してその参加を求め、かつその裁可を経ることを要する。この場合に領事の公の認可がなければ、いかなる決議をなすも借地人全体に効力を有して拘束力を発生することはできない」と規定され相互が矛盾するからである。この点について井上清氏は次のように述べている。

わが国の居留地においても、上海租界とは多少相異しながらやはり居留地の行政・警察・防衛権が外国の手ににぎられていた。1860年7月の横浜、長崎、(函館も恐らく同様)の「地所規則」(土地章程)第5条には、街路・埠頭および溝渠の敷設は、「その土地所有権が日本政府に属するが故に」すべて日本当局の責任であり、そのための税を借地人に課することはできないとされており、これだけ見れば上海租界などとちがうようであるが、このことはそれら市政権が日本にあることをただちに意味するものではなかった。というのは第9条に次の規定があるからである。すなわち「街路の照明、清掃、及び警備または警察力の諸設備は便宜且つ必要に付、領事は毎年初、借地人會議を召集し、上の目的達成に必要な資金の調達をはかるべし」、その資金は借地人の持地建物に対する戸数割及び荷揚貨物に対する埠頭税の形式により徴収されその徴税及び資金運営のため借地人会は3人以上よりなる委員を任命する。借地人會議の議長は先任領事が之に當り、「前掲土地関係以外の市政又は一般公共の利害に關係ある事項」を議決することができ、ただその議決には必ずしもすべての領事が参会し且つその裁可を得なければ無効であるとされた(日本側当局は何らこれに関与しない)。これは明らかに居留地の警察権をふくむ自治を規定したものである。これとの関連で第5条を見れば、そこでは日本側にはただ責任のみが課せられて何らの市政権限をもたないとせねばならない。⁽¹⁸⁾ 井上氏の所論をまつまでもなく、この「地所規則」の中から、すでに列強各国の侵略的

意図がうかがえるのである。そのことは以下述べる問題点によって一層はっきりとするであろう。

⑧第7条に「日本人は外国居留地内の外国人の住宅または商館に接近させて火災延焼の恐れある範囲内に、家屋または小屋を新築してはならない。もし禁を犯す者があるときは奉行はそれを撤廃させなければならない。」

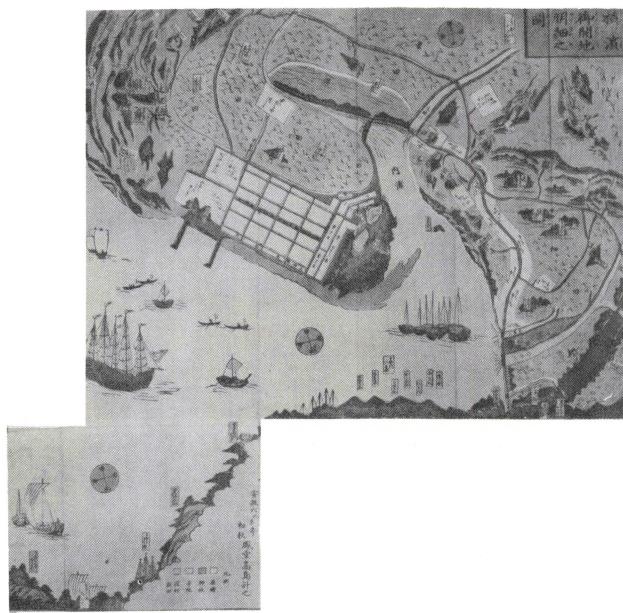
日本人は各国領事間の一致した承認がなければ、居留地内に遊興場を開設してはならない。これに違反するものは処罰される」と規定されているが、このように外国人の居留地内における日本人の居住禁止という発想も前項と共通したものであろう。

⑨第8条の諸種の不法行為に対する罰金の規定、および「罰金はすべて違反の所属国領事が徴収し、またもしも港内にまだ領事をもたない国籍者については日本政府が徴収し、しかるのちに本法規第9条に定められた委員会に廻付するものとする。該委員会はその徴収金を、第9条中に定められた目的または同会が定めた目的のために使用する」とのとりきめについても、⑧・⑨項と同様と思う。

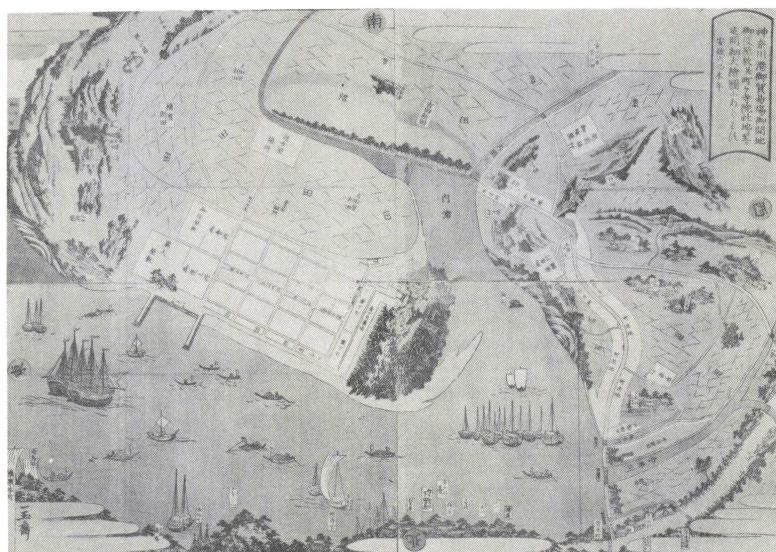
⑩第9条は(A)項にて全文を紹介したが、この条文こそ、「地所規則」の中を一貫して流れている列強各国の侵略的野望をもっとも露骨にあらわしているものである。この「地所規則」の骨子ともいるべき借地人会議 Meeting of the Renters of Land の規定がそれである。すなわち、この会議には、そこが日本の領土であるにもかかわらず、「居留地の諸施設に必要な資金を調達する手段を講じ、租税の賦課額を決定する権限」が、例えそれが居留地人を対象としているものとしても、ともかくあたえられたことは、文久2年になって借地人会議から市参事会 (Municipal Council) = 市政委員会 (Municipal Committee) = 市政庁 (Municipal Government)，または道路 (Streets)，燈火 (Lighting)，海岸通りおよび波止場 (Bund and Jetties)，警察 (Police)，保安 (Nuisances)，貨物船 (Cargo-boats) 等の分科会の成立という、いいかえれば自治組織の強化を目的とした居留地行政の変革のきっかけをつくったものであり、同時に、それがわが国の行政権のおよばない居留地の確立していく母胎となつたことを考える時「地所規則」のもつ居留地の歴史にあっての意義が浮彫りとなつてくるであろう。

以上のことから、結論的には「地所規則」のとりきめによって居留地の性格は「居留地においてかかる広範な自治行政を外国側が掌握するにいたるときは、外国人の実際上の法的地位は日本の主権からほとんど独立」したものになっていくといわれているように、ますます「國中國」の觀を呈してくるのである。そして、このような傾向は「元治覚書」，それを補充改訂した「慶應約書」においてさらにはっきりとしてくる。関連があるので以下簡単にふれてみたいと思う。

元治元年11月21日に調印された「横浜居留地覚書」(12ヶ条)は、その中ではっきりうたわれているように横浜の外国人居留地を拡大することを目的としてつくられたものであるが、例えば条文中の「各國コンシユル館及び住居の為に取扱ひ、且つ免されたる場所は其家屋を全く取扱ふべし、此地区別分配の事に付日本官吏と談判する事なく是迄コンシユル等取極めし如く、互に右地所を分配せん為に渡さるべし」(第6条)，「税關の波止場より海岸に沿うて、近來弁天にて仏蘭西に貸与へられし地所迄且海岸より大通迄の地所は、

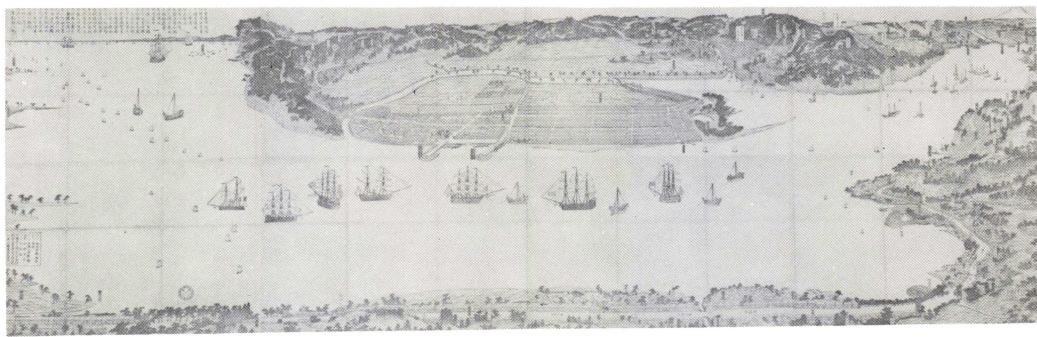


【第1図】横浜御開地明細図

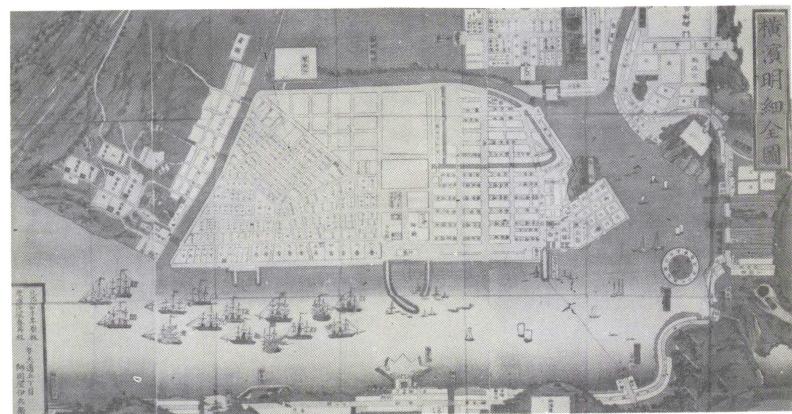


【第2図】神奈川港御貿易場御開地御役屋敷并町々寺院社地ニ至ル迄

明細大絵図にあらわす



【第3図】御開港横浜之全図



【第4図】横浜明細全図

外国人の為に用意し適宜とする地所を追追外国人並に日本人に入札にて渡すべし，右の法を始むる時は，日本政府は外国人居留地の石垣を運上所より弁天仏蘭西の地所迄，広めざる事を得ず」（第7条）をとりあげてみても，列強各國の意図が奈辺にあるかをまざまざとみることができるとと思う。さきの安政5ヶ国条約によると，その土地関係は「居留の者は一箇の地を価を出して借り又其所に建物あれば是を買う事妨なく且住宅倉庫を建るに託して要害の場所を取建る事は決して成さるべし」「亞墨利加人建物のために借り得る一箇の地所并に港々の定則は各港の役人と亞墨利加コンシユルと議定すべし。若議定しがたき時は其事件を日本政府と亞墨利加チプロマチーキアゲントに示して处置せしむべし」とあって，単なる借地権の附与にすぎなかったのであるが，この「元治覚書」の時点では「其家屋を全く取扱ふべし」とか「広めざる事を得ず」というかたちで，そこには列強各國の自己の利益のみを主張しすべてを力関係で処理しようとする態度がありありとうかがわれるるのである。例えそれが「外廓を練兵場としたり，海岸線を全く掌中に收めたりして居留地の防衛体制を確立しよう」とした企図であったとしても「元治覚書」に対する以上の評価はかわらないであろう。⁽²⁴⁾ また，慶応2年11月23日に調印された「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」（12ヶ条）は「元治覚書」に定められている規定が覚書中に年限をきっていないため効果があがらなかったのと，国内の政治情勢の変化にともなう居留地の改造と安全のために，いわば「元治覚書」を補充する意味で制定されたものであるが，結果として「横浜開港五十年史」に「この2条約（引用者註・「元治覚書」・「慶応約書」）に拠り，幕府が外人の為めに造営し，若くは特別に土地を供給すべく，余儀なくせられたるものは，①競馬場 ②海陸軍病院及痘瘡病院③墓地 ④屠牛場 ⑤普通家屋敷地（埋立）街路 ⑥公使館其他 ⑦士官集会場 ⑧食物市場 ⑨遊歩新道 ⑩彼我公園 ⑪町会所，公会堂，飛脚所，市中取締所，竜吐水置場其他 ⑫下水 ⑬山手居留地 ⑭山手公園 ⑮元町居留地」⁽²⁵⁾ と記されているように，これまた列強各國の横暴なやり口を示すものとして差支えないと思う。

居留地については，「元治覚書」の第5条および「慶応約書」の第3条・第5条・第7条によって「旧居留地」を拡張し，「西南大岡川を帶び，西北は彼我公園に沿って屈曲し，日本大通を以て界となし，東北は旧居留地埋立地」に接する27,450坪の「新居留地」⁽²⁶⁾ が設置されることになり，また幕府は「慶応約書」の「居留地の東方にある山手地所は，1ヶ年100坪に付12ドルラルの地租を払い，日本政府より外国人に，此約定の日より3ヶ月の後貸渡すべし，如此して得る処の金を右場所の模様替に用ふべし……」（第10条）の規定により136,141坪余の山手居留地の建設にもとりくまなければならなかった。山手居留地が大体完成したのは明治3年（1870年）⁽²⁷⁾のことであるが，これによって居留地全体の面積は，「旧居留地」の94,480坪（文久3年）⁽²⁸⁾を加えると168,071坪余となり，これ以外に列強各國に提供した土地として，大まかなところだけでも

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 海陸軍病院関係 | 5,279坪（明治元年） |
| ② 痘瘡病院関係 | 300坪（元治元年） |
| ③ 墓地関係 | 5,545坪（慶応2年） |
| ④ 屠牛場関係 | 2,900坪（慶応元年） |
| ⑤ 彼我公園他 | 26,631坪（明治初年） |

(⑥) 山手居留地関係 77,571坪（明治3年）

があげられ、その他にも競馬場・調練場、閑内の道路、根岸の外人遊歩道の建設や居留地内の街路、下水等の整備などの経済的負担を考える時、当時の日本に植民地化の危機がなかったとはいえないと思う。⁽³²⁾
⁽³³⁾

(五)

史料としてあげている「元治元甲子年原板・慶応四戌辰再板」の、一川芳員が描き、弁天通5丁目師岡屋伊兵衛が出版した「横浜明細全図」〈以下④の絵図という〉【第4図】をみると、太田屋新田や横浜新田の埋立てもすでに完了しており、その他僅か7・8年の間ににおける横浜の変貌に驚くのは私だけではあるまい。日本人街には、北側からいって海岸通・北仲通・本町・南仲通・弁天通・太田町・駒形町・若松町・新浜町・緑町・真砂町が、また北から南にかけては入舟町・洲干町・末広町が、特殊なものとして芝居町などの町名が記されている。大岡川沿いの吉田新田の一部も埋立てられ、そこに吉田町や吉原町が設置されている。また、万延元年につくられた中村川の堀割も図示され、それと山手の丘の間には元町の市街地も描かれている。このことは、「横浜市史篇 地理篇」が安政6年から慶応3年までに新設された町として、閑内においては本町・海辺通・北仲通・南仲通・弁天通・駒形町・太田町（以上安政6年設置）、洲干町・港崎町（以上万延元年設置）、坂下町（文久元年設置）、入船町（元治元年以前に設置。具体的年代は不詳）、弁財天町（慶応元年設置）、末広町（慶応2年設置）、新浜町・若松町・緑町・住吉町・真砂町・相生町・常盤町（以上慶応年設置）が、閑外にあっては元町（万延元年設置）、吉田町（元治元年設置）、浪花町（慶応2年設置）、姿見町・吉原町（以上慶応3年設置）をあげているのにはほぼ一致するものであって、当時の日本人街がかなり繁栄していたことを示すものであろう。居留地についても、「旧居留地」はほとんど区画整理が終わっており、また「新居留地」についてもそこに若干の道筋が示されているだけではあるが、それでも両者あわせると閑内の半分はこの時すでに居留地となっている。この他、神奈川宿からの渡船の発着所付近には「元治覚書」の規定によるものを含めて、フランス・イタリア・デンマーク・プロシヤの役館もみられ、また、山手の丘にはイギリスの兵舎も建てられている。このような④の絵図の内容から次のことがいえると思う。すなわち、前に述べたように「元治覚書」の中でとりきめられたいいろいろな事項が、その実施完成期限が明示されていないためあまり効果があがらず、したがって、④の絵図は、——それがつくられた年代からいっても、また、「元治覚書」が「地所規則」を前提としていることから考えても、——「地所規則」を具体化したものと考えるべきであろう。とすれば、元治元年には、すでに、将来の居留地のあり方を理想化して制定されたものである「地所規則」によって規定された居留地が、量的には閑内のほぼ半分を占める面積を、質的にはわが国の行政権のおよばない居留地が確立していく「地所規則」の内容が示しているように帝国主義列強の侵略的意図にもとづく居留地制度として確立していたのである。この傾向は「慶応約書」によってさらに拡大・強化されていくのであるが、以上のことから、その直接的な出発点は万延元年といって差支えないと思う。

③の絵図はおそらく万延～文久にかけての横浜を描いているものであろう。そこにみられる繁栄の上に立って「地所規則」が制定されていくのであるが、万延元年は、そういう意味において居留地の歴史上重要であり、また横浜の歴史においても特筆さるべき時であろう。

【注】

- (1) 江口朴郎「帝国主義時代1・総説」(岩波講座・世界歴史22)——11頁。
- (2) 井上 清「日本現代史1明治維新」139頁～221頁。
石井 孝「学説批判明治維新論」88頁～137頁。
- (3) 大塚武松「幕末外交史の研究」——7頁。
- (4) 同上——13頁。
- (5) 井上氏 註2に同じ。
秋本益利「居留地」(明治維新史研究講座3) 参照。
- (6) 同書・下巻——109頁。
- (7) 「横浜歴史年表」
- (8) 「横浜開港五十年史・下巻」——110頁。
- (9) 「日本に於ける百年 英一番館 安政6年——昭和34年」(Jardine, Matheson & Co.,《Japan》Ltd.) ——13頁。
- (10) 「横浜開港50年史・下巻」——96頁。
- (11) 「横浜市史・2」——369頁。
- (12) 同上——387頁。
- (13) 横浜開港にともない多くの外国人が横浜にやってくるようになり、それまで鎖国によって外国人との接触がほとんどなかった当時の人々に大きな衝撃を与えた。その頃から横浜を舞台として、もの珍しい外国人やその生活をテーマとして様々な絵が描かれ、「板」がおこされるようになった。これらは普通「横浜絵」といわれ、全作品の9割以上が万延元年から文久3年の間に製作・発売されたといわれている。
- (14) 同書——149頁。
- (15) 同書・下巻——102頁。
- (16) 横浜町とは5ヶ町の総称である。
- (17) これと一括になっているものに同人控「差出申一札之事」という小冊子があるが、その内容は「諸品相場等相定らず過々利潤薄く相成」ったので、今後は「商法之儀も折々相談致し」ますというのであるが、これにも肥前屋小助他39名の商人が連名している。
- (18) 井上氏・「前掲書」——168頁。
- (19) 石井氏・「前掲書」——99頁。
- (20) 横浜では、文久2年に從来の全体会議から新しく代表制による自治組織が居留地に生まれた。しかし、それが再組織され、一層強固になっていったのは慶応元年になってからのことである。

る。

- (21) 「横浜市史・2」——841～870頁。
- (22) 同上——753頁。
- (23) 「元治覚書」について「横浜市史」には「根本原則は、(1)貿易の進展とともに商人の増加に応ずる居留地の整備・拡充、とくに海岸地区への進出の要望、(2)自治体制の強化・促進」(同書・2——843頁)とし、また「慶應約書」についても「本規則の各条項がそのままただちに実施されたならば、幕末において横浜居留地の体様はいちじるしく拡大・整備されたであろう」(同上——882頁)と記されている。もともと居留地の居留なる語は、通商条約中の *permanently reside* = 永久居住 の条約和文で、いわば外国人の永久居住地ともいべきものであろう。これが、上記の2条約によって整備され、その上列強各国人の自治権が拡大されていくことは、とりもなおさず居留地が半植民地化していくことにはかならないと思う。尚、両条約ともロシアを除いて、イギリス・フランス・アメリカ・オランダの4ヶ国と締結されたものである。
- (24) 秋本益利「土地開拓につくした人びと」(神奈川県立図書館シリーズ3)——21頁。
- (25) ここでは「元治覚書」の締結直前にイギリス・フランス・アメリカ・オランダ4ヶ国から提示された「居留地分配規則」案について何もふれていないが、結果的に実現をみずに終わつたこの案の中にも「元治覚書」と同質の意図のあったことはいうまでもないことである。(「横浜市史・2」——849～855頁参照)
- (26) 元町居留地は実現をみずに終っている。
- (27) 「横浜開港五十年史・下巻」——129～130頁。
- (28) 同上——108頁。
- (29) 同上——109頁。
- (30) 同上——163～165頁。
- (31) 同上——111頁。
- (32) 同上——130～177頁。
- (33) 遠山茂樹氏も「植民地化がすすむ危機が、幕末に何回かおとづれた。そしてそのたびに重大な禍根をのこさずにともかくもきりぬけた。その原因は複雑である。農民の抵抗もある。封建支配者の巧智と努力もある。列国間の対立による相互牽制もある。貿易の有利さが、戦闘をさけしめたこともある。その時々、これらの原因のちがった組みあわせで、植民地化の進行を一定の限度におさえた。」(「明治維新と現代」——69頁)とのべている。
- (34) 同書——149～284頁

神奈川県立博物館研究報告 第1巻 第3号

正 誤 表

ページ	行 等	誤	正
目 次	4	Shall	Shell
1	2	Yoyo i	Yayoi
2	8	(P.9 参照)	(P.8 参照)
2	17	4.1 × 8 cm	4.1 × 9 cm
2	17	7 × 1 3.8 cm	6.5 × 1 3.8 cm
2	23	1 0では	9では
2	31	1.7 cm	1.8 cm
6	16	各穿孔の	各穿孔の
8	番号8(寸法欄)	4.2 × 6.5 (9) 幅 4.5 cm	4.1 × 6.5 (9) 幅 4.7 cm
8	番号9(摘要欄)	* 6.8 × 1 5.4 ·(7~8)	6.8 × 1 5.4
8	番号13(寸法欄)	左半部欠失。刃部中央を幅 1 0 cm に渡り敲打	刃部中央を幅 1 0 cm にわたり敲打
10	29	横浜居留地中元治の条約.....	横浜居留地中元治の条約.....
11	25	③の絵図には弁天奥山町・海岸通1の町名が記丁目~5丁目・本町1丁目~5丁目・弁天通1丁目~5丁目・太田町1丁目~5丁目などされており, ...	③の絵図には弁天奥山町・海岸通1丁目~5丁目・本町1丁目~5丁目・弁天通1丁目~5丁目・太田町1丁目~5丁目などの町名が記されており.....
11	37	の名が記されてかいらである。	の名が記されているからである。
12	22	太田屋新田とよばれる田圃にすぎず,	太田屋新田・吉田新田とよばれる田圃にすぎず,
14	16	「地所規則」を考察することによって.....	「地所規則」を考察することによって,
18	13	「横浜市史稿 地理篇」	「横浜市史稿 地理篇」
"	18	(以上慶応年設置)	(以上慶応3年設置)
22	4	1 8 3 5	1 8 3 3
25	30	獄間	獄門
36	12	1 8 4 7 (弘化4)	1 8 4 6 (弘化3)
37	16	後にに	後に
38	15	詳細は	詳細な
図 版		③	③
"		③	③